

2006年6月27日

改正省エネ法における荷主対応 把握対象となる物流の基本的考え方

電機・電子温暖化対策連絡会 改正省エネ法(荷主)WG

社団法人 電子情報技術産業協会
社団法人 日本電機工業会
社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
情報通信ネットワーク産業協会

はじめに

2005年2月の京都議定書発効を受け、わが国では目標達成に向け各分野における対策強化が推進されている。物流分野においても省エネ法が改正され、荷主企業と輸送事業者におけるエネルギー使用量の把握と合理化が義務付けられることになった。

電機電子4団体では、荷主企業として2006年4月からスタートするこの物流分野での全く新たな法規制を、各会員企業が少しでもスムーズにかつ適切に対応できるよう、電機・電子温暖化対策連絡会傘下に「改正省エネ法(荷主)WG」を発足させた。

この「把握対象となる物流の基本的考え方」は、適切な法対応に向けて、特にエネルギー使用量の把握対象範囲について電機電子業界共通の考え方を上記WGとしてまとめたものである。尚、具体的な算定方法については、(財)省エネルギーセンター発行の「荷主のための省エネ法ガイドブック」を参照していただきたい。

1. 改正省エネ法(運輸分野)の概要

■ 省エネ法改正の背景と目的

- ・ エネルギー供給の大部分を海外に頼る日本にとって、エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止の両面に資する省エネルギー対策の実施が重要である。
- ・ 特に京都議定書の発効を踏まえ、二酸化炭素の排出をより一層抑制することが求められている。しかしながら、二酸化炭素の排出量は2002年度において1990年度比で約12%増加している。特に運輸部門などにおける伸びが著しい。
- ・ こうした状況を踏まえ、運輸分野におけるエネルギーの使用の合理化を一層進めるための省エネ法の改正が行われることとなった。

■ 概要(荷主に対する部分のみ記載)

- ・ 荷主が省エネの取組みを実施するにあたっての判断基準を国が定め公表する。
- ・ 所有権を有する貨物の総輸送量が3,000万トンキロの以上の荷主を特定荷主とし、エネルギー使用量の把握、省エネルギー計画の策定及び国への報告を義務付ける。
- ・ 省エネの取組みが著しく不十分な場合に国より勧告、公表、命令、罰金の罰則がある。

■ 対象地域

- ・ 本法律は国内法であり、日本においてのみ適用される。

■ 法律施行にあたっての主なスケジュール

- ・ 平成 18 年(2006 年)
 - 4 月 1 日 改正省エネ法施行
 - 4 月 1 日 ~ トンキロデータの把握
- ・ 平成 19 年(2007 年)
 - 4 月末日 平成 18 年度トンキロ実績報告(3 千万トンキロ以上の事業者のみ)
 - 順次 特定荷主の指定
 - 9 月末日 計画書・定期報告書の提出
- ・ 平成 20 年(2008 年)
 - 4 月末日 平成 19 年度のトンキロ実績報告(既に指定されている場合は不要)
 - 順次 特定荷主の追加指定
 - 6 月末日 計画書・定期報告書の提出

2. 電機電子業界が対象とする貨物輸送の範囲

基本的な考え方

改正省エネ法における「エネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断の基準」の考え方にもとづき、自らの事業に関して、当該事業者が所有権を有する貨物であって、継続して貨物輸送事業者に委託して輸送させる、もしくは自らが輸送するものを把握及び合理化の対象とする。

尚、電機電子業界として共通的に対象となる可能性のある輸送は以下の通りである。具体的な対象範囲は、以下の輸送に対し各事業者が上記の基本的考え方に照らし合わせて判断し確定させるものとする。

電機電子業界が共通的に把握・合理化対象とする可能性のある輸送

(1) 販売物流・・・製品等を顧客に届ける輸送

- ・ 製品等の輸送・・・工場～物流拠点～顧客まで
- ・ 製品等の輸出入にともなう国内における輸送であって、輸出の場合は通関まで、輸入の場合は通関後の輸送

(2) 調達・生産物流・・・当該事業者が所有権を有する部品、資材及び仕掛り品の輸送

- ・ VMI 倉庫 (Vendor Managed Inventory、サプライヤーにより材料在庫管理を行う倉庫) から工場までの輸送
- ・ 当該事業者における敷地を隔てた複数の工場間・拠点間、協力会社で行われる部品、仕掛り品の輸送

(3) 廃棄物物流

- ・ 当該事業者の拠点から排出する産業廃棄物を収集運搬事業者に委託している輸送

3. 把握にあたっての注意事項

輸送量及びエネルギー使用量の算定にあたっては、輸送距離、重量、車両などのより厳密な実績把握が望ましいものの、輸送現場の実態、把握技術の現状、削減効果の可能性などを考慮すると、現時点では簡易的な把握、算定を行うことで過度の工数負担を避けるべきものも存在する。具体的には以下の輸送について、当該企業の判断で簡易的な手法を採用することができるものとする。

- ・廃棄物の物流は廃掃法による適正処理を前提とし、通常の輸送と比較して制約が多く輸送の合理化が限定されていることから、輸送距離の設定方法など簡易把握をすることができる。
- ・製品輸送等におけるパレットなどの輸送の利便性を高める補助資材は、輸送全体に占めるウエイトが小さいこと、及び現在の輸送現場の実態を考慮し、カウントしなくてもよいものとする

<参考>

把握及び合理化の対象とならない輸送の事例

輸送量が極小であって全体のデータに影響を与えないと考えられる輸送、継続した輸送ではなくイレギュラーと考えられる輸送、及び所有権を持つものの物流の運営管理全般を製造委託先が行っている輸送等は対象外とする。尚、全体のデータに影響を与えないかどうかの判断は、輸送量、エネルギー使用量などをもとに各社の判断で行うものとする。具体的に、対象とならないと思われる輸送の事例を以下の通り示す。

輸送量が極小であって全体のデータに影響を与えないと考えられる輸送の事例 ^{*注1}

- ・手紙、はがき、小包
- ・宅配便
- ・産業廃棄物の1次運搬先以降の輸送、及び中間処理場以降の輸送
- ・補修部品の運搬
- ・カタログ等の販売助成物の運搬

*注1:上記輸送事例中、特定の事業の中で、大きなウエイトを占める場合は把握の対象に含める。

継続した輸送ではなく、イレギュラーと考えられる輸送の事例

- ・事務所の引越し
- ・生産設備の移転、廃棄

貨物の所有権はあるが、物流の運営・管理を委託先が全て実施している輸送の事例

- ・協力会社に部品・部材を無償支給し加工委託しているもので、物流は全て協力会社が実施
- ・家電リサイクル製品の回収拠点からリサイクル工場までの輸送 ^{*注2}

*注2:同輸送はメーカーに所有権に相当する責任があると考えられるが、物流の運営・管理全般を家電メーカーが共同で設立したリサイクルマネジメント会社が実施している点、個々のメーカーに分けた場合に小規模となる点から、リサイクルマネジメント会社が改正省エネ法の荷主責任を負うこととしている。

法律上対象とならない輸送の事例

- ・一般廃棄物の輸送
- ・金属くず等、有価物として引き取られるものの輸送
- ・外貨となっているものの国内における輸送(輸出は通関後、輸入は通関前)
- ・工場などの敷地及び施設内の輸送 ^{*注3}

*注3:当該輸送は工場・事業場を対象にした省エネ法の把握対象となる。